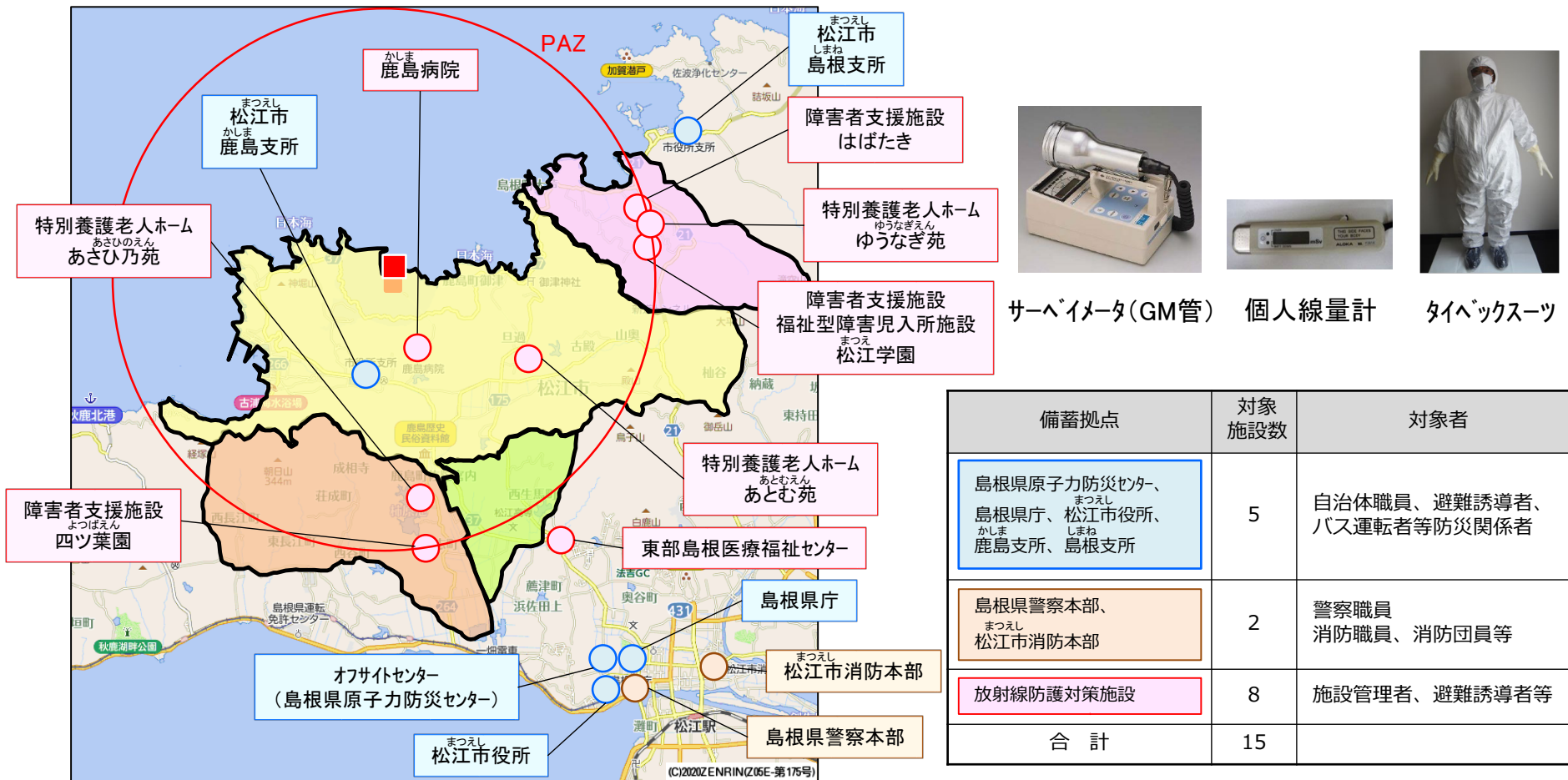


PAZ内防護措置に備えた放射線防護資機材の備蓄体制

- 島根県は、PAZ内の防護対策を担う自治体職員、警察・消防職員のほか、バス運転者、放射線防護対策施設の施設管理者、避難誘導者等向けに個人線量計等の放射線防護資機材を備蓄。
- 緊急時には、これらの放射線防護資機材を用いて活動を実施。
- 平時には、これらの使用方法に関する訓練・研修を定期的実施。



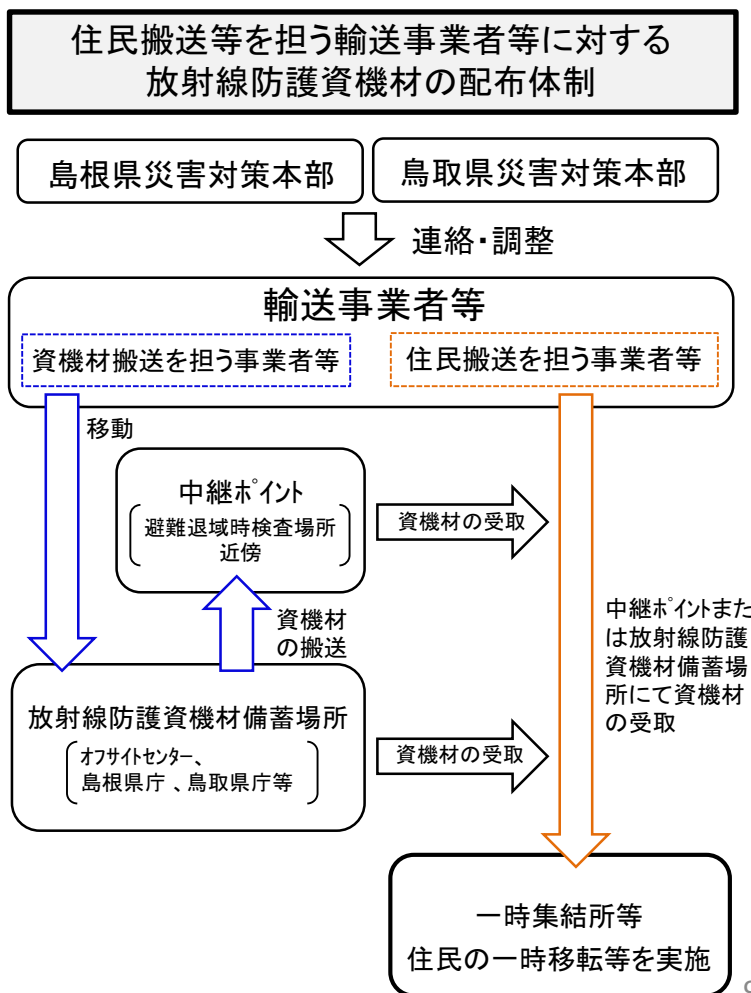
備蓄拠点	対象施設数	対象者
島根県原子力防災センター、 まつえし 島根県庁、松江市役所、 かしま 鹿島支所、島根支所	5	自治体職員、避難誘導者、 バス運転者等防災関係者
島根県警察本部、 まつえし 松江市消防本部	2	警察職員 消防職員、消防団員等
放射線防護対策施設	8	施設管理者、避難誘導者等
合計	15	

島根県・鳥取県におけるUPZ内防護措置に備えた放射線防護資機材の備蓄・供給体制

- UPZ内一時移転等において住民搬送を担う機関には、緊急時に設置する中継ポイント(避難退域時検査場所近傍に設置)や放射線防護資機材備蓄場所で放射線防護資機材を配布。
- 中継ポイント等では、放射線防護資機材の使用方法や、それまでのモニタリング結果等により、避難搬送による被ばく線量が積算1mSvを十分に下回ることを説明。
- 平時には、放射線防護資機材の使用方法に関する訓練・研修を定期的実施。



- (凡例)
- : 放射線防護資機材(輸送事業者用)備蓄場所
 - : 中継ポイント候補地(避難退域時検査場所の近傍)



原子力事業者による放射線防護資機材等の支援体制

- 原子力事業者は、放射線防護資機材を各原子力事業者で支援をするため、「原子力災害時における原子力事業者間協力協定」の内容を充実させて締結。
- 原子力災害発災後の避難・一時移転等において、放射線防護資機材等が不足する場合、原子力事業者は、保有する資源(要員・資機材等)を最大限供給し支援する。

原子力災害時における原子力事業者間協力協定※ (平成26年10月10日)

【協定事業者】

北海道電力、東北電力、東京電力、中部電力、北陸電力、関西電力、中国電力、四国電力、九州電力、日本原子力発電、電源開発、日本原燃

【目的】

原子力災害時における原子力事業者間協力の円滑な実施を図り、原子力災害の拡大防止及び早期復旧の一翼を担うことを目的とする。

【協力活動の範囲】

原子力災害時の周辺地域の環境放射線モニタリング及び周辺区域の汚染検査・汚染除去に関する事項について、協力要員の派遣・資機材の貸与その他の措置 等

主な備蓄資機材

資機材	数量
サーベイメータ(GM管)	360台
個人線量計	1,000個
全面マスク	1,000個
タイベックスーツ	30,000着



サーベイメータ(GM管)



個人線量計



全面マスク



タイベックスーツ

※本協定のほか、関西電力、北陸電力、中国電力、四国電力及び九州電力の5社間において「原子力事業における相互協力に関する協定書」を締結(平成28年8月5日)

- 緊急時に備え、島根県、鳥取県及び関係市では、食料及び生活物資等の備蓄を実施。万が一不足等が生じる事態に至った場合、それぞれの県が調整を行い、県内の全市町村より、備蓄した食料及び生活物資等を融通する体制を整備。

避難元市の生活物資の備蓄状況※1

備蓄物資 種類	島根県内					鳥取県内		
	島根県	まつえし 松江市	いづもし 出雲市	やすぎし 安来市	うなんし 雲南市	鳥取県※2	よなごし 米子市	さかいみなとし 境港市
食料品 (食)	145,928	21,654	60,448	28,139	3,850	51,324	18,980	4,218
飲料水 (リットル) 〔〕内は給水袋数	17,388 〔6,110〕	5,062 〔111〕	— 〔8,070〕	1,664	1,100	40,011	16,932	3,444
毛布 (枚)	24,820	9,717	1,241	270	900	29,855	5,300	1,330
簡易トイレ (個)	556	112	528	72	20	737	178	45

※1 物資備蓄量は概数。この他に、関係市では常備薬、炊き出し用具等、避難生活に必要な物資等を準備している。

※2 鳥取県内市町村の連携備蓄分(米子市、境港市備蓄分を除く)。

島根県における災害時の物資供給等に関する協定の主な締結状況

- 関係市及び避難先市町村から物資支援の要請があった場合や要請を待ついとまがないと認められる状況になった場合に備え、島根県は「災害時における応急生活物資等の協力に関する協定」等を民間企業等と締結。

災害時における物資の供給等に関する協定の主な締結状況

	協定の種類	内容	締結民間企業等
島根県	災害時における応急生活物資の協力に関する協定	災害発生時における応急生活物資の供給	島根県生活協同組合連合会、(株)ファミリーマート、(株)ローソン、大塚食品(株)広島支店、ココ・コーラウエストジャパン(株)、(株)ジュンテンドー、NPO法人コメリ災害対策センター、イオンリテール(株)西日本カンパニー、西日本段ボール工業組合、(株)アベックス西日本、萩原工業(株) ほか23社
	災害時等における燃料の供給に関する協定	災害時等における燃料の供給	島根県石油協同組合、(一社)島根県エルピーガス協会
	災害時等における緊急・救援輸送等に関する協定	災害発生時における緊急・救援物資等輸送、専門家等の派遣	(公社)島根県トラック協会

	協定の種類・締結民間企業等
まつえし 松江市	生活物資等の供給【松江商工会議所、くにびき農業協同組合、(株)エコープしまね、まつえ北商工会、まつえ南商工会、東出雲町商工会、(株)伊藤園、生活協同組合しまね、(協)松江流通センター】 燃料等の供給【島根県石油協同組合、(一社)島根県LPガス協会、島根県LPガス協会松江支部】
いずもし 出雲市	生活物資等の供給【アルファー食品(株)、ココ・コーラボトラスジャパン(株)、山陰ヤクルト販売(株)、(株)ホップラ、イオンリテール(株)、ダイ・ド・リンコ(株)、生活協同組合しまね、(株)ナフコ、(株)PLANT】 燃料等の供給【島根県石油協同組合、(一社)島根県エルピーガス協会】
やすぎし 安来市	生活物資等の供給【(株)ホップラ、NPO法人コメリ災害対策センター、生活協同組合しまね、(株)いない、ココ・コーラボトラスジャパン(株)】 燃料等の供給【島根県石油協同組合、(一社)島根県エルピーガス協会】
うなんし 雲南市	生活物資等の供給【(株)みしまや、(株)エコープ中国、ダイ・ド・リンコ(株)、生活協同組合しまね】 燃料等の供給【(一社)島根県エルピーガス協会】

※ 法人名等は協定締結当時の名称

鳥取県における災害時の物資供給等に関する協定の主な締結状況

- 関係市及び避難先市町から物資支援の要請があった場合や要請を待ついとまがないと認められる状況になった場合に備え、鳥取県は「災害時における応急生活物資等の調達に関する協定」等を民間企業等と締結。

災害時における物資の供給等に関する協定の主な締結状況

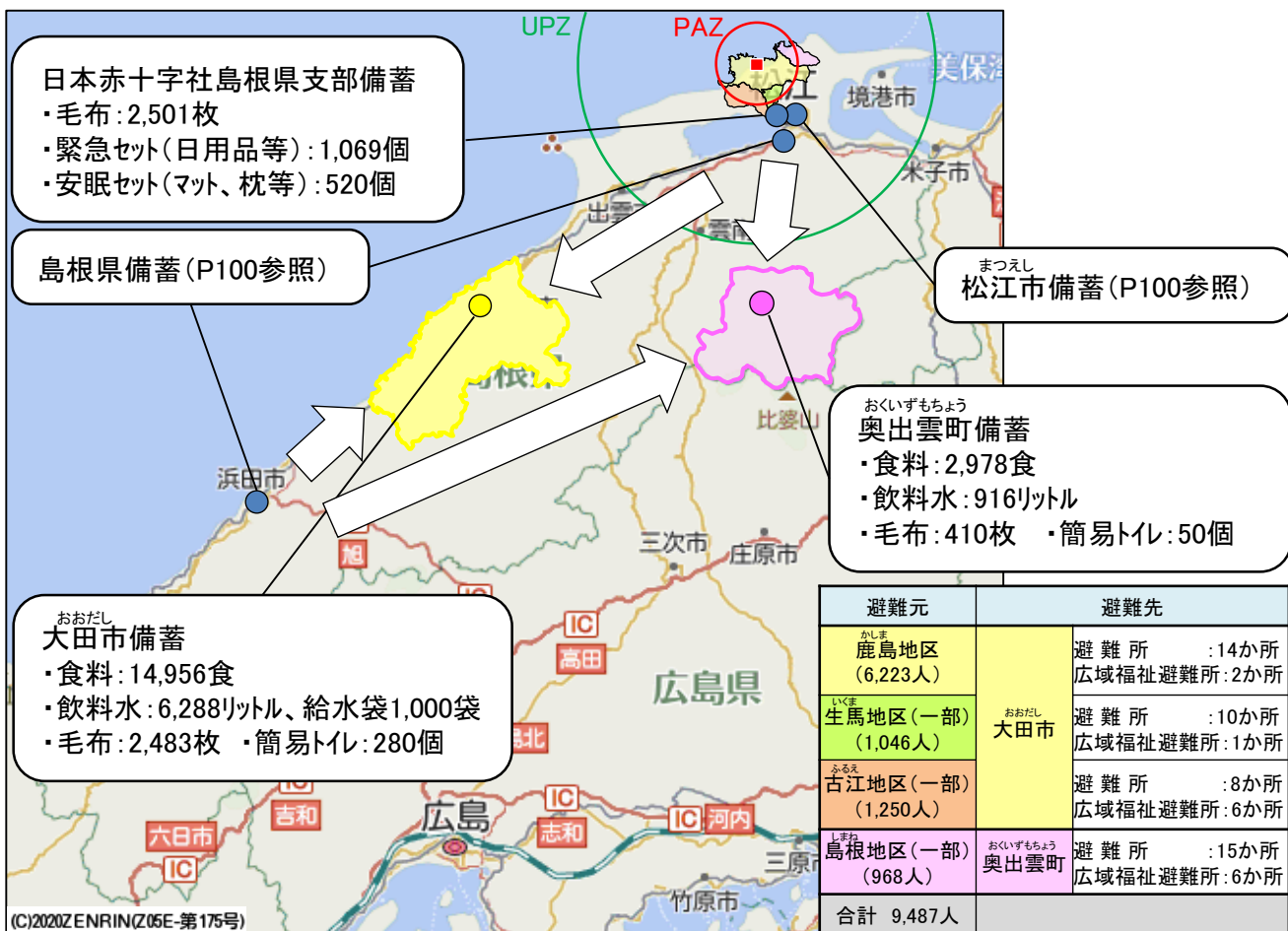
	協定の種類	内容	締結民間企業等
鳥取県	災害時における応急生活物資の協力に関する協定	災害発生時における応急生活物資の供給	鳥取県生活協同組合、(株)ローソン、(株)ポプラ、鳥取県飲食生活衛生同業組合、(株)サントリーフーズ、コカ・コーラウエスト(株)、NPO法人コリ災害対策センター、(株)ジュテンドー、日段(株)、鳥取森紙業(株) ほか55社
	災害時等における燃料の供給に関する協定	災害時等における燃料の供給	(一社)鳥取県LPガス協会
	災害時等における緊急・救援輸送等に関する協定	災害発生時における緊急・救援物資等輸送	(一社)鳥取県トラック協会

	協定の種類・締結民間企業等
よなごし 米子市	生活物資等の供給【(株)高島屋、(株)イオンテール、(株)米子しんまち天満屋、(株)いない、(株)ジュテンドー、(株)サンイレブン、(株)三幸東福原店、(株)ユニサン、(株)ポプラ、鳥取県生活協同組合、コカ・コーラウエスト(株)、NPO法人コリ災害対策センター】 燃料等の供給【(一社)鳥取県LPガス協会西部支部】
さかいみなとし 境港市	生活物資等の供給【コカ・コーラウエスト(株)、(株)PLANT、鳥取県生活協同組合、NPO法人コリ災害対策センター、(株)ジュテンドー】 燃料等の供給【(一社)鳥取県LPガス協会西部支部】

※ 法人名等は協定締結当時の名称

PAZ内避難時の物資備蓄・供給体制

- PAZからの避難住民の受入れ時には、島根県及び松江市による備蓄、島根県及び松江市と災害時協定を締結している民間企業等からの流通備蓄、日本赤十字社島根県支部による備蓄のほか、避難先自治体に備蓄物資の提供を要請し、運送事業者等の協力を得て、避難先施設に搬送する。
- 島根県及び関係市町が備蓄している物資が不足する場合、島根県から、原子力災害対策本部に対し物資調達の要請を行う。



	協定の種類	内容
島根県	<ul style="list-style-type: none"> 災害時における応急生活物資の協力に関する協定 災害時等における緊急・救援輸送等に関する協定 ほか1協定	災害発生時における応急生活物資等の供給、輸送
松江市	災害時における物資供給に関する協定 ほか1協定	災害発生時における応急生活物資等の供給

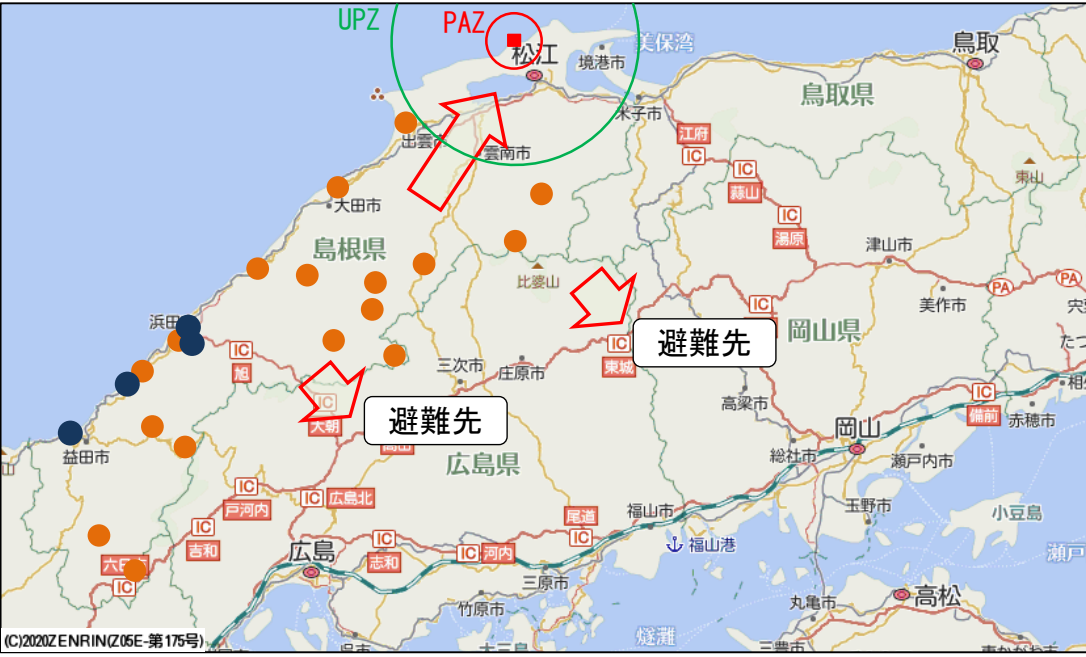
※詳細はP101参照

協定締結企業等からの流通備蓄
 ・食料品、飲料水
 ・日用品、衣料品
 ・段ボールベッド など

(※) 物資備蓄数は概数

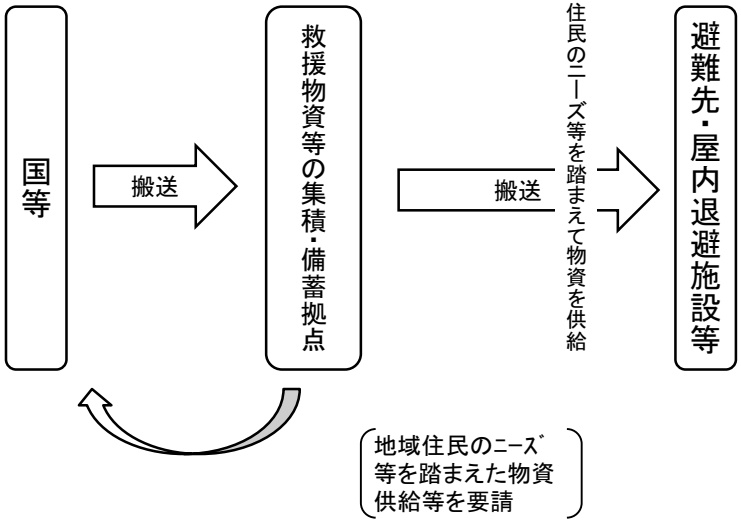
島根県における物資の集積・備蓄拠点

- 物資供給の迅速性を高めるため、国や他都道府県からの支援物資を円滑に受け入れ・仕分けし、避難先等に搬送するため、救援物資等の集積・備蓄拠点を指定。
- 救援物資等の集積・備蓄拠点では、市の要求を踏まえて必要な食糧や物資を分別し、住民の避難先等に円滑に輸送。
- 救援物資等の集積・備蓄拠点では、防災業務関係者に対して、道路状況等の災害関係情報を提供。



- 第1次救援物資等の集積・備蓄拠点
- 第2次救援物資等の集積・備蓄拠点

円滑な物流供給のための専門家の派遣
 ・協定締結者から物資集積拠点等に物流専門家を派遣
 ・物資の保管や荷捌き等に対する助言・指導

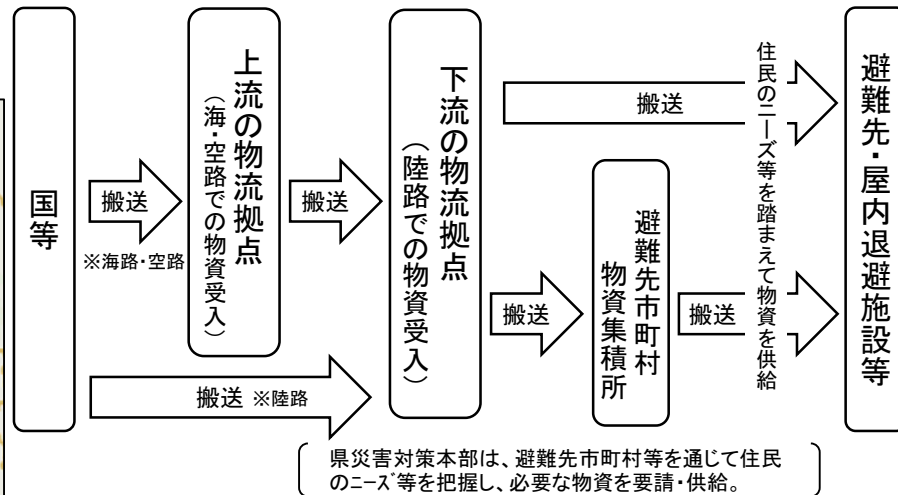


救援物資等の集積・備蓄拠点

- ・避難・屋内退避住民に対する政府等の供給食料・物資の集積
- ・避難先住民や屋内退避住民への食糧・物資の供給
- ・ボランティア団体等による食糧・物資の集積
- ・避難住民への食糧・物資の供給
- ・災害関係情報（道路情報、緊急時モニタリング情報）の提供 等

鳥取県における物資の集積・備蓄拠点

- 物資供給の迅速性等を高めるため、国や他都道府県等からの大量の支援物資を円滑に受け入れ・仕分けし、避難先等に搬送するため、物資の集積・備蓄基地となる上流・下流の物流拠点を設定。
- 上流の物流拠点では、海路・空路による調達物資等を分別し、下流の物流拠点に搬送。
- 下流の物流拠点では、住民のニーズ等を踏まえ、上流の物流拠点から受け入れた物資及び陸路による調達物資等を円滑に受け入れ・仕分けし、住民の避難先等に搬送。
- 上流・下流の物流拠点では、防災業務関係者に対して、道路状況等の災害関係情報を提供。



- 上流の物流拠点
- 下流の物流拠点

円滑な物流供給のための専門家の派遣
 ・協定締結者から物資集積拠点等に物流専門家を派遣
 ・物資の保管や荷捌き等に対する助言・指導

上流の物流拠点
 (鳥取港、鳥取空港)

海路、空路による国、県外の自治体・企業等からの調達物資・支援物資の受け入れ・仕分けを実施
 ・災害関係情報(道路情報、緊急時モニタリング情報)の提供 等

下流の物流拠点
 (農協施設、公有施設 ※県東部・中部に各1か所開設)

・陸路によって調達した物資等の集積拠点
 ・市町村が開設する物資集積所及び広域避難所(県営)への輸送拠点
 ・災害関係情報(道路情報、緊急時モニタリング情報)の提供 等

原子力事業者による生活物資の支援体制

- 中国電力では、災害時に島根県、鳥取県及び関係市が備蓄する生活物資が不足する場合に備え、食料品等の生活物資を支援する備蓄体制を整備。
- 物資の輸送に関しては、中国電力が民間業者と締結した原子力災害時の輸送に係る契約を活用。

生活物資の備蓄状況

	食料品 (食)	飲料水 (リットル)	毛布 (枚)
合計	53,000	27,000	2,000

- ※ 物資の供給は、島根県、鳥取県からの要請に基づき、各事業所に備蓄されている物資を総合的に運用の上、要請に対応。
- ※ 上記備蓄数でも不足する場合は、必要に応じて流通物資を活用して生活物資の確保に努める。
- ※ その他、携帯トイレ等についても備蓄をしている。

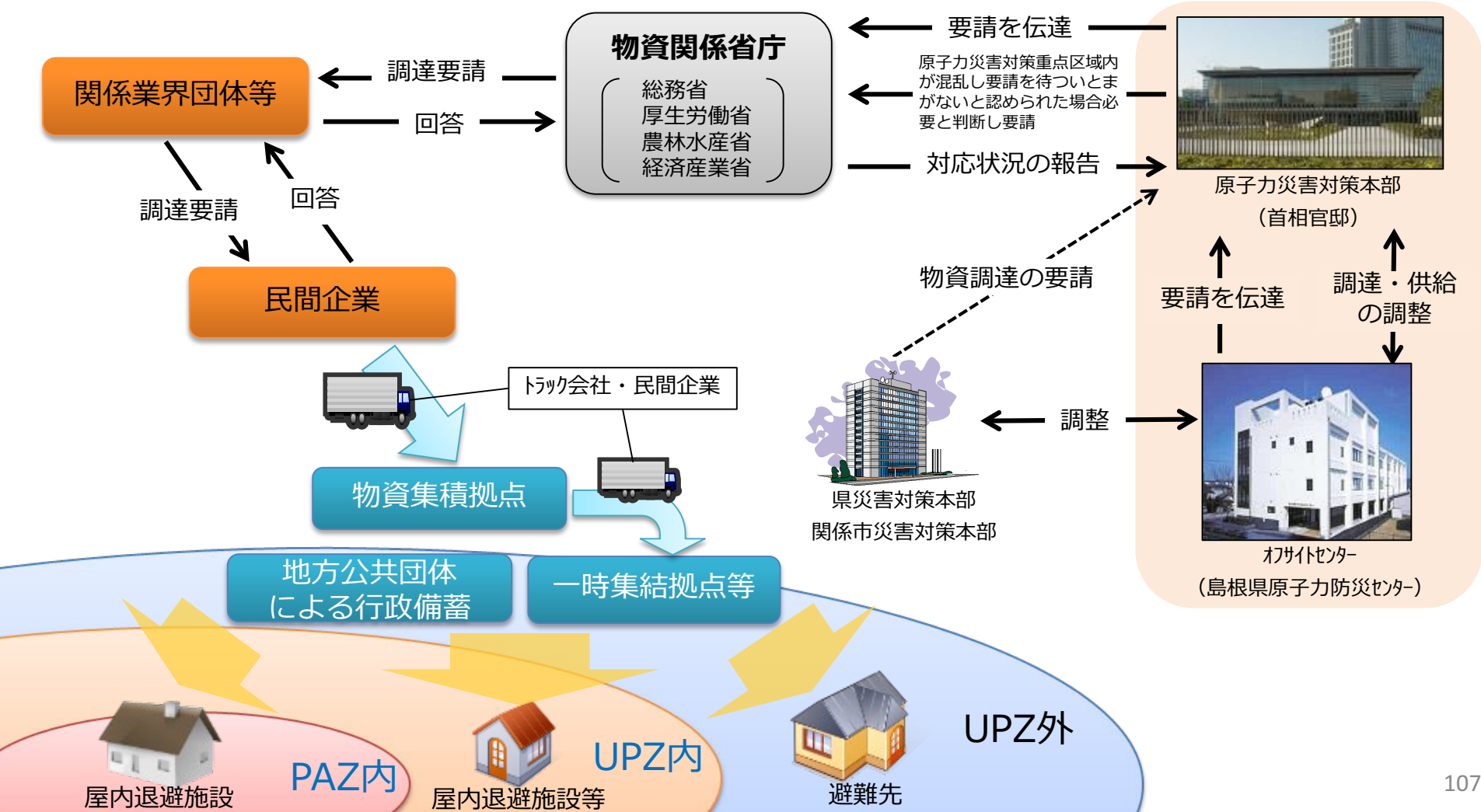
災害時における物資の輸送に関する協定の締結状況

協定の種類	内容	締結民間企業等
原子力災害時の 運送契約	生活物資の 輸送	中国地域に営業拠点を有する輸送会社



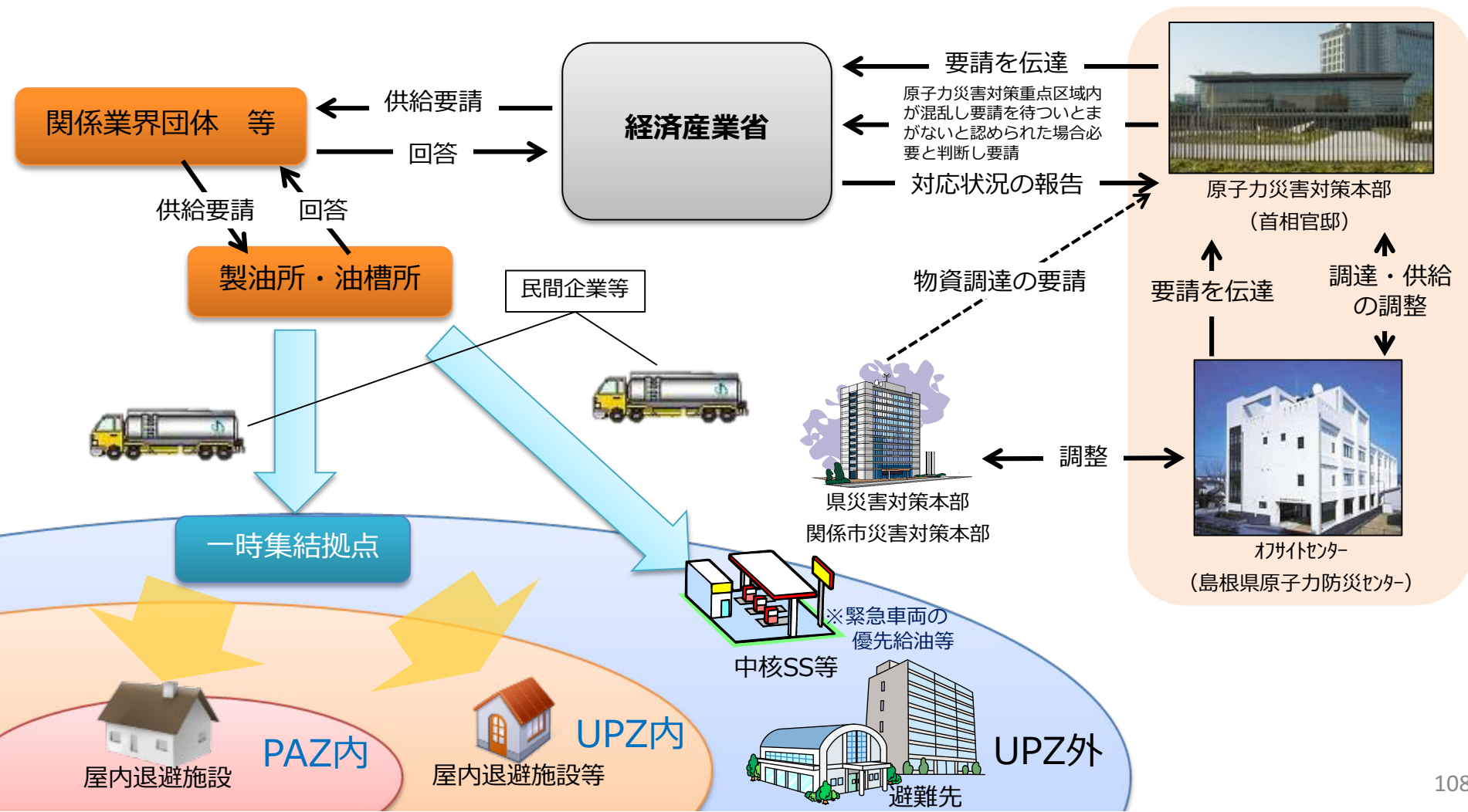
国による物資（食料等の生活用品等）の供給体制

- 島根県、鳥取県及び関係市が備蓄している物資が不足する場合、島根県、鳥取県及び関係市から、原子力災害対策本部に対し物資調達の要請を行う。
- 要請を受けた、又は原子力災害対策重点区域内が混乱し要請を待ついとまがないと認められた場合等、原子力災害対策本部は、物資関係省庁（総務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省）に対しこの要請を伝達、又は要請し、各物資関係省庁は所管する関係業界団体等に調達要請を実施し、物資集積拠点への物資搬送を行う。



国による物資（燃料）の供給体制

- 島根県、鳥取県及び関係市が備蓄している燃料が不足する場合、島根県、鳥取県及び関係市から、原子力災害対策本部に対し燃料調達の要請を行う。
- 要請を受けた、又は原子力災害対策重点区域内が混乱し要請を待ついとまがないと認められた場合、原子力災害対策本部は、経済産業省に対しこの要請を伝達、又は要請し、経済産業省は所管する関係業界団体等に調達要請を実施し、原則として製油所・油槽所から一時集結拠点等への搬送を行う。



- 被災者の生活の維持のために必要な物資(食料や生活用品等)の調達・供給は、防災基本計画第2編 各災害に共通する対策編に基づき実施。

物資の種類	担当省庁	主要緊急物資	主な関係業界団体等
給水	厚生労働省	飲料水	周辺自治体水道局
医薬品等		一般薬、紙おむつ、マスク 等	日本OTC医薬品協会、日本製薬団体連合会、日本医療機器産業連合会、日本医薬品卸売業連合会 等
食料等	農林水産省	パン、即席めん、おにぎり、缶詰 等	各種食品産業関係団体 等
生活必需品	経済産業省	仮設トイレ、トイレトイレットペーパー、毛布 等	什器・備品以外協会、日本家庭紙工業会、日本毛布工業組合 等
燃料(石油・石油ガス等)		ガソリン、軽油 等	石油連盟、全国石油商業組合連合会、独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構(JOGMEC) 等

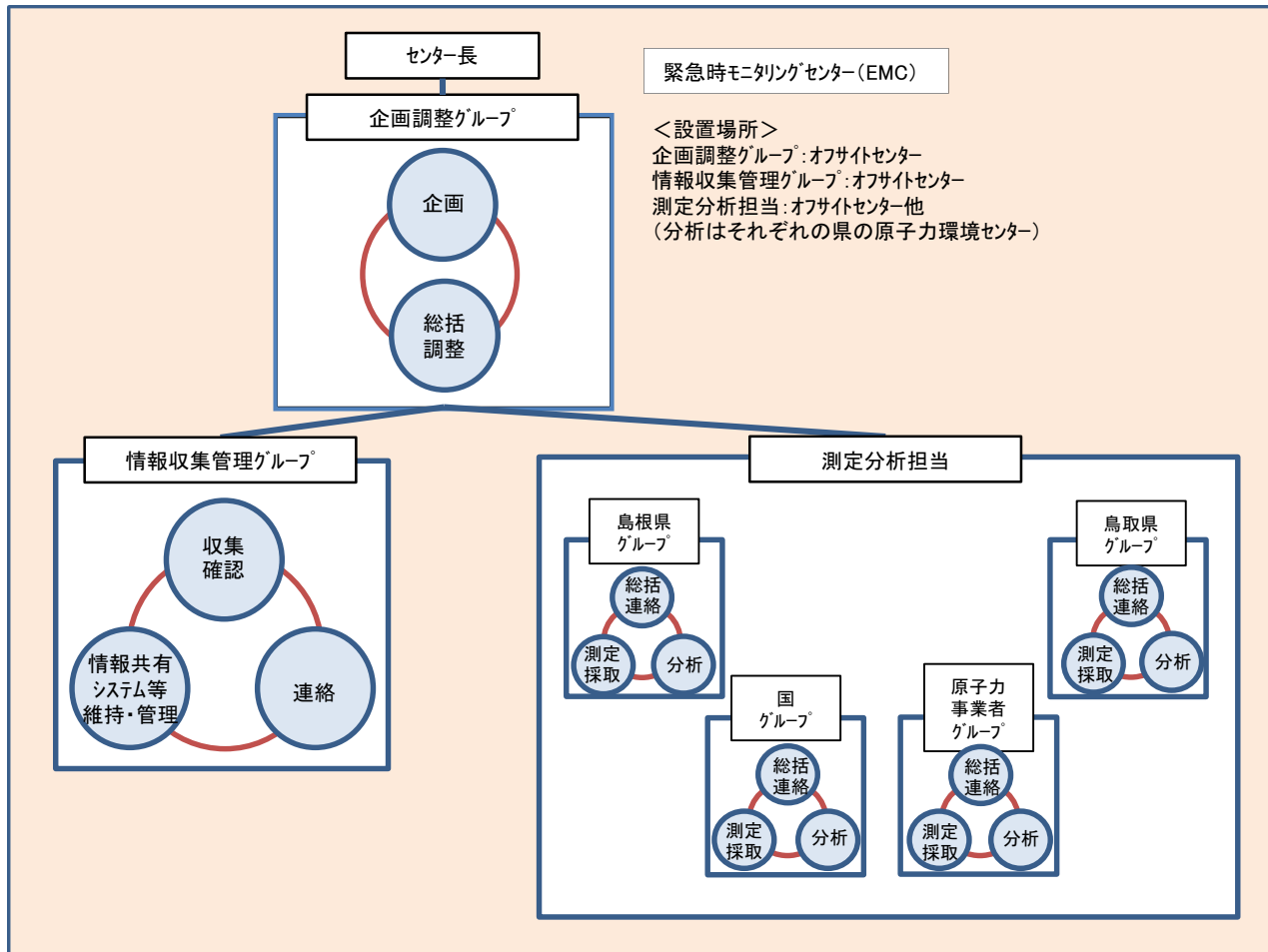
貸出用機材の種類	担当省庁	主要緊急物資
通信機器	総務省	災害対策用移動通信機器 (衛星携帯電話、MCA無線、簡易無線)

※物資の調達・供給に係る、関係機関等の基本的な対応については、P107,P108の体制に基づき実施

9. 緊急時モニタリングの実施体制

緊急時モニタリングの体制

- 国は、施設敷地緊急事態に至った原子力施設の立地道府県に緊急時モニタリングセンター（EMC）を設置する。
- 緊急時モニタリングセンターの体制について、センター長、企画調整グループ及び情報収集管理グループをオフサイトセンターに、測定分析担当をオフサイトセンター及びそれぞれの県の拠点に設置する。UPZ外の緊急時モニタリング実施が求められる場合には、国の要員が中心となり、原子力事業者と協力して対応に当たる。
- 島根原子力規制事務所に職員を配置し、緊急時モニタリング体制を強化。



企画調整グループ

EMCの企画調整を担い、EMC内の活動に対する監督を行う。

情報収集管理グループ

中央との情報共有システムを維持・管理するとともに、緊急時モニタリングデータの一元的管理等を行う。

測定分析担当

緊急時モニタリングを実施する。

- 島根原子力発電所周辺の島根県及び鳥取県の6市(島根県4市、鳥取県2市)に、人口分布等を考慮して緊急時モニタリング地点175地点(島根県162地点、鳥取県13地点)を設定し、このうちUPZ内158局(島根県145局、鳥取県13局)及びPAZ内17局で防護措置の実施判断に係る連続測定を実施。
- このほか、国の測定局においても空間放射線量率を測定。

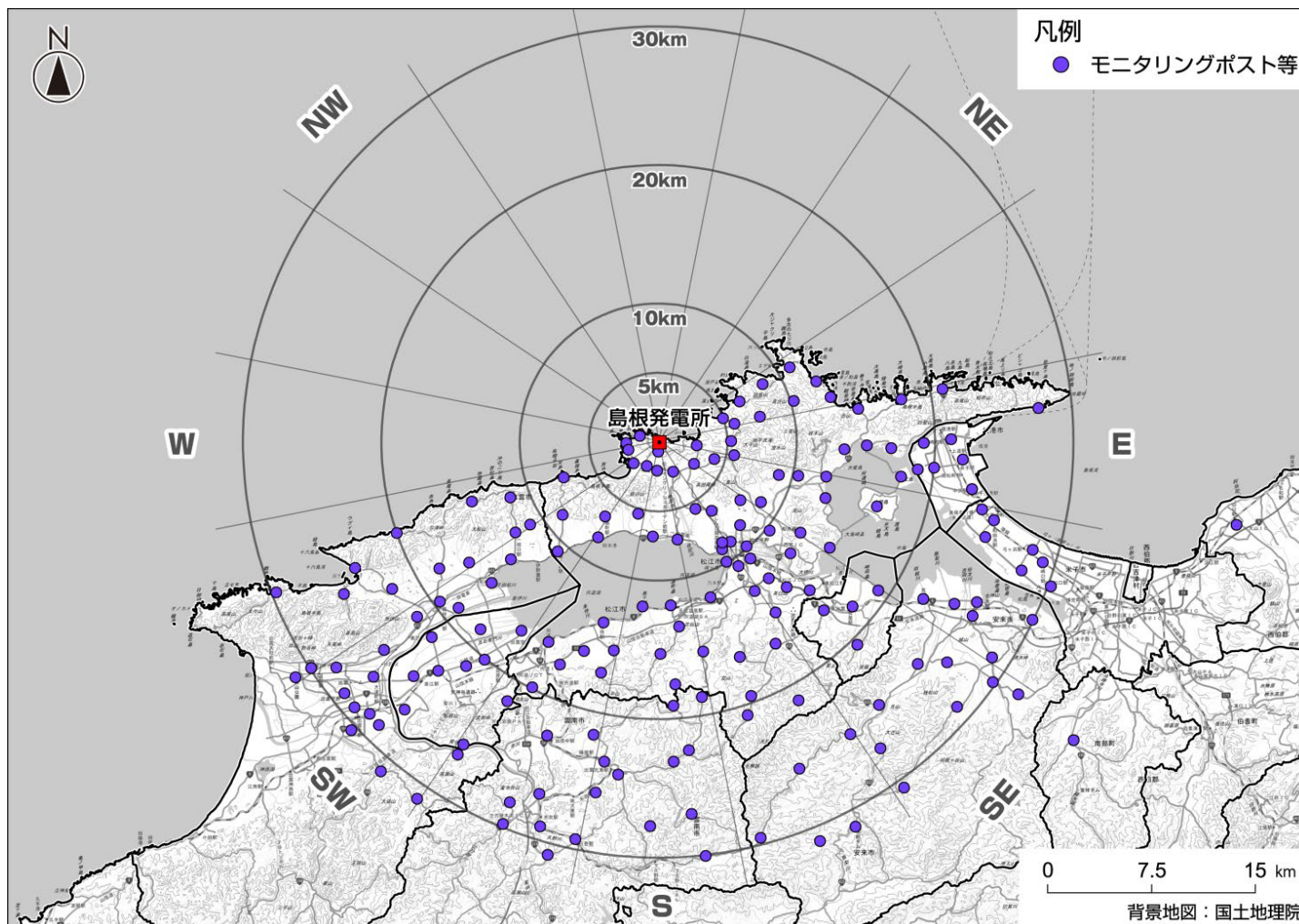


図 島根地域における緊急時モニタリング地点

島根県における環境放射線モニタリング機器

➤ モニタリングポスト等

- ・モニタリングポスト(77局)、電子線量計(80局)及び大気モニタ(5局)で、島根県域の放射線量等を測定。
※電源等の喪失が発生しても測定や伝送が中断しないよう、非常用電源や通信回線の強化を実施。
- ・万一、モニタリングポスト等が使えなくなった場合に備え、可搬型モニタリングポスト(6台)を配備。

➤ 走行サーベイシステム

- ・車両に搭載し、放射線量を測定する走行サーベイシステム(7台)を配備。



固定局 【24局】



可搬型モニタリングポスト 【53局】
(常時設置)



電子線量計 【80局】
(バッテリー付)



大気モニタ 【5局】
(線量計付)

モニタリングポスト 【77局】



可搬型モニタリングポスト 【6台】
(バッテリー付)



走行サーベイシステム 【7台】



可搬型ダストヨウ素サンプラー 【15台】

➤ モニタリングポスト

- ・モニタリングポスト(13局)で、鳥取県域の放射線量を測定。
※電源等の喪失が発生しても測定や伝送が中断しないよう、非常用電源や通信回線の強化を実施。
- ・万一、モニタリングポストが使えなくなった場合に備え、可搬型モニタリングポスト(11台)を配備。

➤ モニタリングカー及びサーベイカー

- ・放射線量を測定する測定装置や機材を搭載したモニタリングカー(2台)、サーベイカー(2台)を配備。



固定局 【2局】



可搬型モニタリングポスト 【11局】
(常時設置)

モニタリングポスト 【13局】



可搬型モニタリングポスト 【11台】
(バッテリー付)



モニタリングカー 【2台】

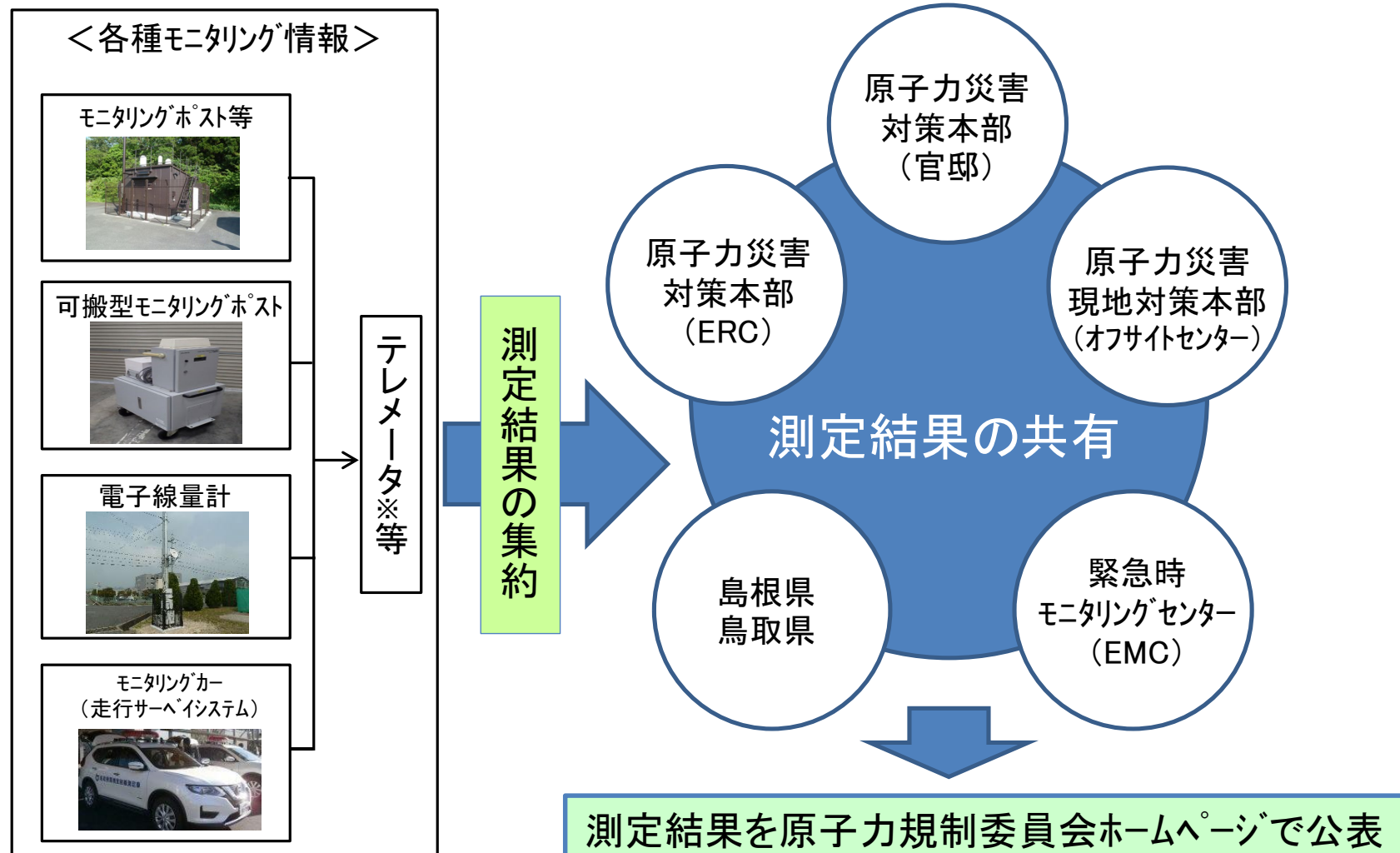


サーベイカー 【2台】



可搬型ダストヨウ素サンプラー 【16台】

- 緊急時モニタリングの結果は、放射線モニタリング情報共有・公表システムにより集約、緊急時モニタリングセンター等の関係機関と共有し、防護措置の実施判断に係る検討に活用するとともに、ホームページにより公表。



※テレメータ: モニタリング情報収集装置

- 島根県及び鳥取県では、緊急時モニタリング計画を策定している。
- 国は、施設敷地緊急事態に至った際に、緊急時モニタリング計画を参照して緊急時モニタリング実施計画を定めるほか、事態の進展に応じた同実施計画の改定等を行う。

島根県緊急時モニタリング計画

平成31年1月
島根県

鳥取県緊急時モニタリング計画
[島根原子力発電所編]

令和2年5月
鳥取県

参照の上、策定及び改定

＜緊急時モニタリング計画＞

緊急時モニタリング実施計画(例)

【記載する項目の例】

＜実施項目＞

例)

- 空間放射線量率の監視強化
- 必要に応じた可搬型モニタリングホストの設置
- モニタリングカーによる測定の実施
- 大気中放射性物質濃度の測定
- 環境試料中の放射性物質濃度の測定 等

＜実施主体＞

例)

- 国
- 島根県、鳥取県
- 国立研究開発法人日本原子力研究開発機構 等

＜報告＞

＜注意事項＞

【その他添付資料等の例】

測定項目一覧

緊急時モニタリングに係る動員計画

- 防災基本計画及び原子力災害対策指針に基づき、平成27年1月に「緊急時モニタリングに係る動員計画」が策定された。
- 緊急時モニタリングの広域化や長期化に備え、要員及び資機材の動員についてあらかじめ準備すべき事項、動員の要請の手順等を定め、要員及び資機材の円滑な動員に資することを目的とする。

<概要>

原子力災害対策指針においては、緊急時のモニタリングの実施に当たって、国、地方公共団体及び原子力事業者は、目的を共有し、それぞれの責任を果たしながら、連携し、必要に応じて補い合うこと、関係指定公共機関は専門機関として国、地方公共団体及び原子力事業者による緊急時モニタリングを支援することとされている。

動員計画においては、緊急時モニタリングの広域化や長期化に備え、要員及び資機材の円滑な動員に資するため、

- 地方公共団体、原子力事業者、関係指定公共機関等（以下「関係機関」という。）から動員可能な要員及び資機材の情報の調査方法
- 上述の情報の更新の方法
- 緊急時モニタリングセンター、原子力規制委員会・内閣府原子力事故合同対策本部（全面緊急事態においては、原子力災害対策本部）事務局及び関係機関の調整プロセス等について規定。

関係機関の保有資機材数
 （令和2年度調査による。島根県、鳥取県、中国電力を除く。）

	要員 (数)	可搬型 モニタリングポスト (台)	モニタリングカー (台)
国	18	75	21
道府県	872	253	36
原子力 事業者	616	57	33
関係指定 公共機関	96	6	2

※ 各資機材については保有数を記載

島根地域の緊急時モニタリング地点及び一時移転等の実施

- 固定観測局については、そこで測定された実測値に基づいて迅速に防護措置を講ずる区域を特定できるよう、原子力災害対策重点区域における全ての一時移転等の実施単位ごとに設置されることが必要であり、島根県及び鳥取県では既設モニタリングポスト等の値に基づき一時移転等を実施する範囲を関連付けている。既設モニタリングポスト等の全てについて非常用電源を設置しているほか、既設モニタリングポスト等の故障等に備え、可搬型モニタリングポスト等を保有している。

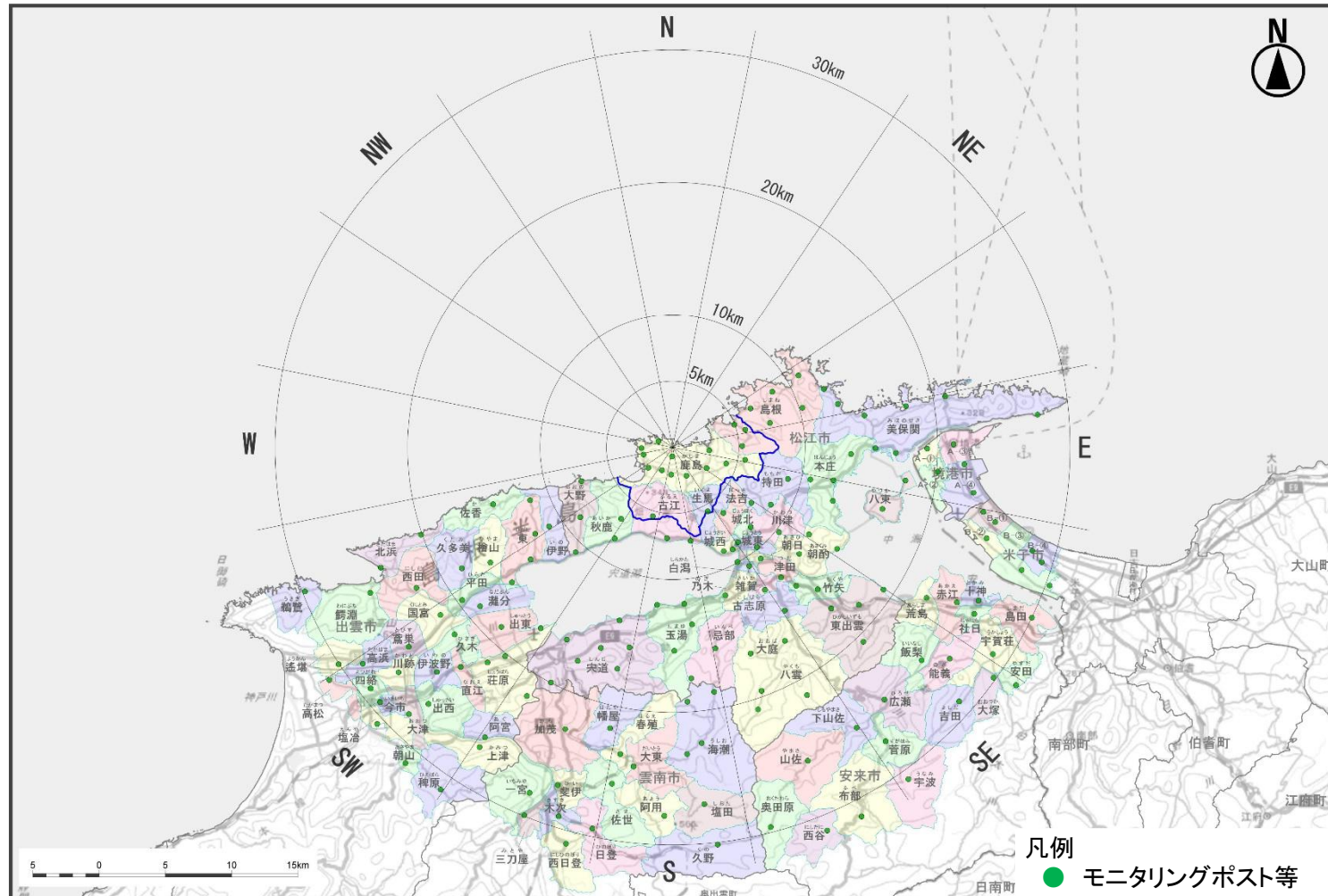


図 島根地域の緊急時モニタリング地点及び一時移転等の実施単位

➤ モニタリングポスト

- ・モニタリングポスト(6局)で、周辺監視区域境界付近の放射線量率を測定。電源等が喪失しても測定や伝送が中断しないよう、非常用電源や通信回線を強化。うち1局に設置しているダストモニタ(1台)で周辺監視区域境界付近の放射性物質濃度を測定。

➤ 可搬式モニタリングポスト

- ・衛星系回線による通信機能付の可搬式モニタリングポスト(9台)を確保しており、上記モニタリングポスト(6局)が使用不能な場合、このうち6台を配備。
- ・残る3台は、施設敷地緊急事態が発生した場合、周辺監視区域境界付近のモニタリングポストとあわせて原子炉格納施設周辺を囲む8方位の放射線量率を測定するため、海側に配備。

➤ 放射能観測車及びサーベイメータ等を搭載した車両

- ・緊急時においてモニタリングできるよう、放射能観測車(1台)及びサーベイメータ等を搭載した車両(1台)を配備。

➤ 放射能測定装置

- ・発電所及びその周辺の放射線量率、放射性物質濃度をサーベイメータ等で測定。

➤ オフサイトの協力

- ・緊急時モニタリングセンターに必要な人員を派遣し、必要な協力を行う。



モニタリングポスト【6局】



ダストモニタ【1台】



放射能観測車【1台】



サーベイメータ等※を搭載した車両【1台】



可搬式モニタリングポスト【9台】
(衛星系回線による通信機能付)



サーベイメータ

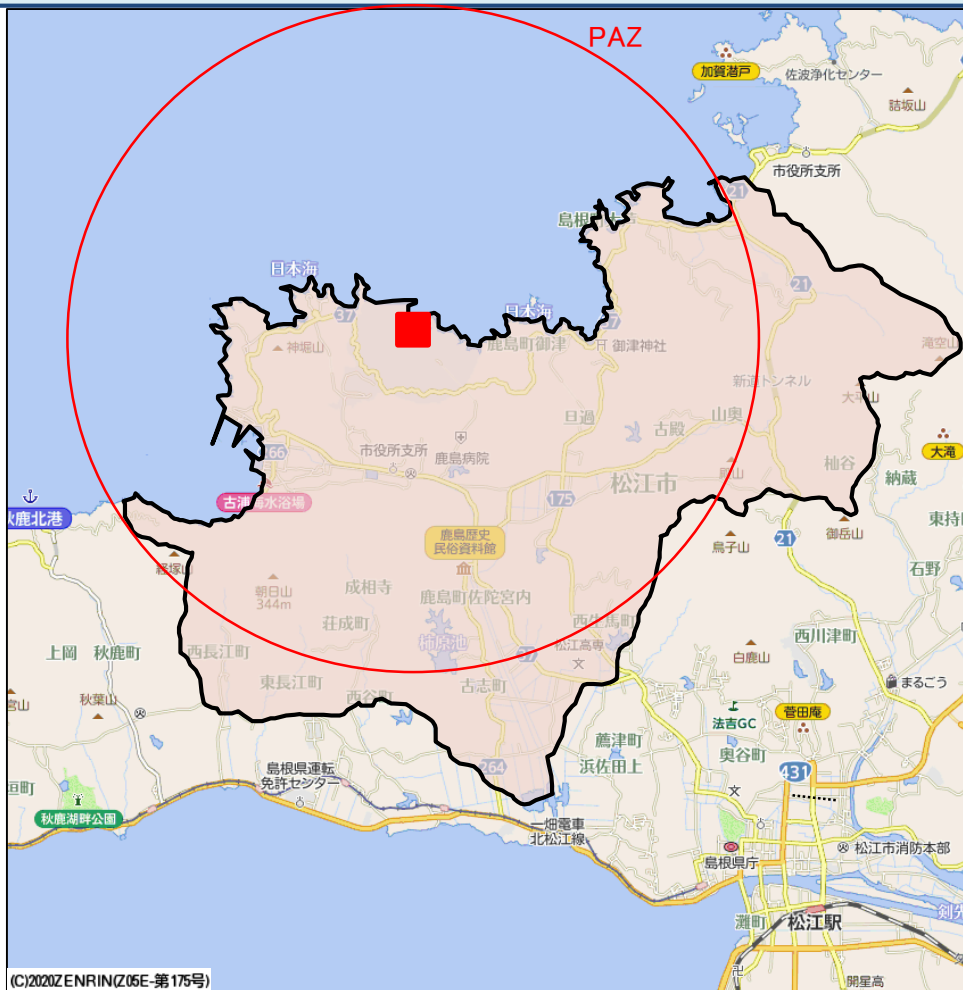
可搬式ダスト・ヨウ素サンブラ

※サーベイメータ等の例

10. 原子力災害時の医療等の実施体制 (安定剤素剤・避難退域時検査・簡易除染を含む)

PAZ内住民等に対する安定ヨウ素剤の事前配布

- 島根県及び松江市では「島根県安定ヨウ素剤配布計画」に基づき、平時から安定ヨウ素剤を事前配布。
- 令和元年7月の原子力災害対策指針改正後は、40歳未満の者、妊婦、授乳婦、配布時点で挙児希望のある女性、その他配布希望者に対して配布を実施。
- PAZ内の住民及びPAZ内の事業所に勤務するPAZ外の住民に対して事前配布を実施し、令和3年4月現在、40歳未満の者に対し、1,663人(うちPAZ内の住民1,656人)に配布。



対象地区	40歳未満の配布対象者	40歳未満の配布済者
まつえし 松江市 (かしま しまね 鹿島地区、島根地区の一部、 いくま ふるえ 生馬地区の一部、古江地区 の一部)	2,726人	1,656人

※このほか、PAZ内の事業所に勤務する40歳未満の希望者(PAZ外在住)7人に対して事前配布を実施。



(事前配布説明会の様子)

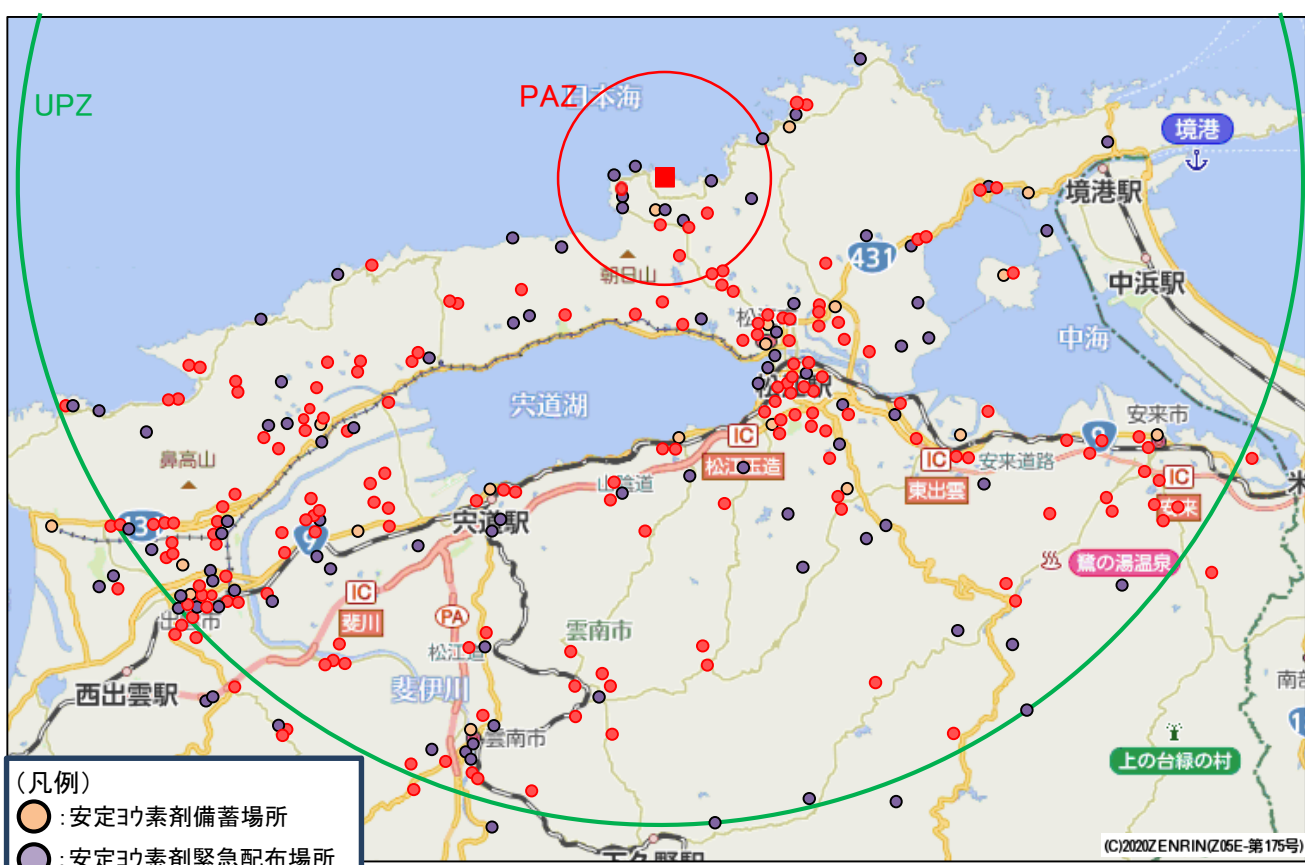
＜安定ヨウ素剤事前配布説明会＞

医師、自治体職員により、安定ヨウ素剤の効能や服用時期など、事前配布に際し知っておくべき事項を説明し、安定ヨウ素剤を配布。

島根県における避難住民等に対する安定ヨウ素剤の備蓄状況と緊急配布

- 避難住民等に対する安定ヨウ素剤の緊急配布に備え、島根県は計195か所の施設に合計で丸剤2,677,000丸と乳幼児向けゼリー状安定ヨウ素剤51,700包を備蓄。
- 緊急配布が必要となった場合、関係市は必要に応じて備蓄場所から一時集結所等に設置する緊急配布場所(計266か所)に搬送の上、対象住民等に順次配布を実施。

<島根県における安定ヨウ素剤の備蓄場所・緊急配布場所>



安定ヨウ素剤備蓄場所

島根県内: 195か所

- 各市役所
- 学校
- 病院
- オフサイトセンター 等

必要に応じて関係市が安定ヨウ素剤の搬送を実施



安定ヨウ素剤の緊急配布を実施

一時集結所等
(計266か所)

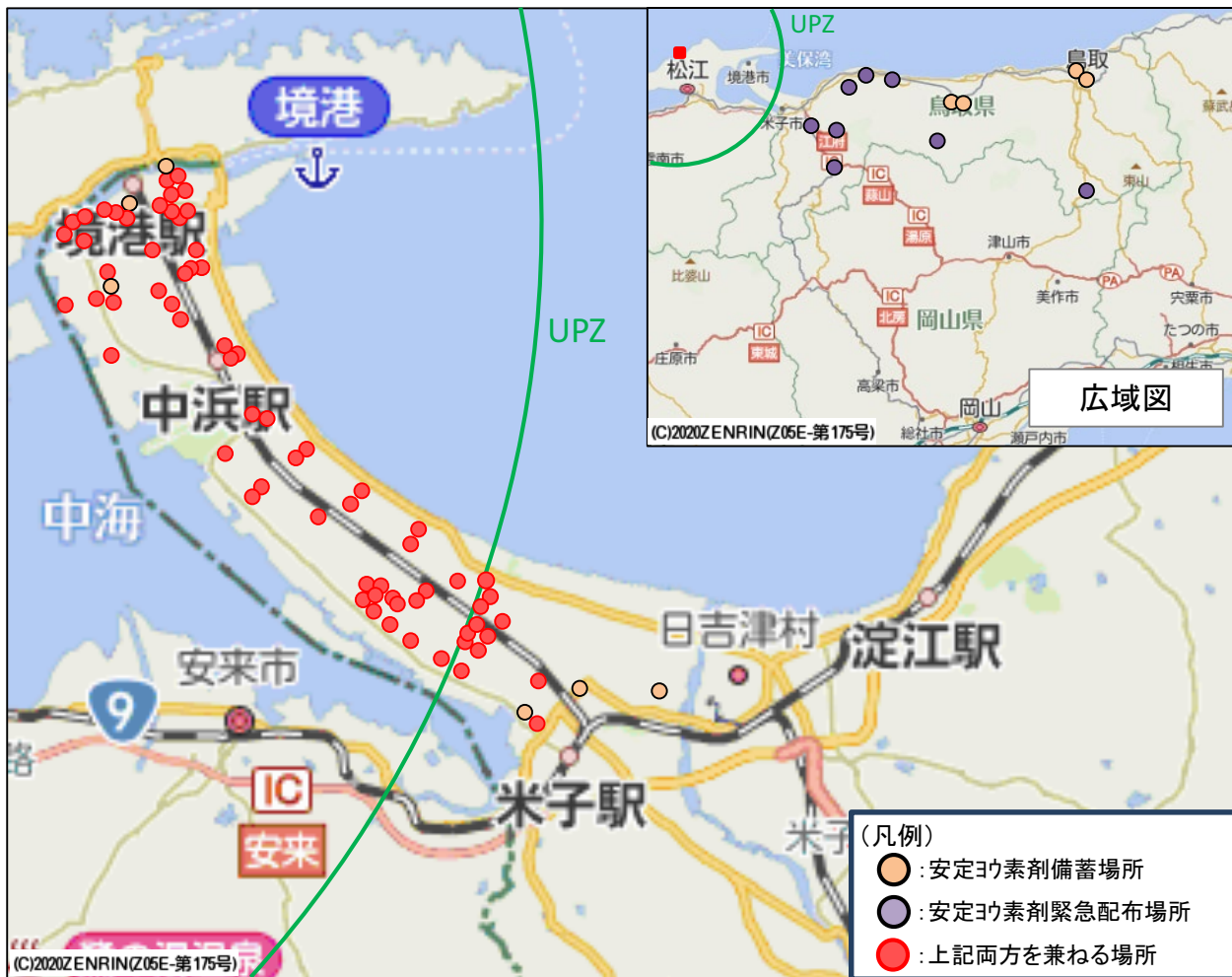
- まつえし 松江市: 113か所
- いずもし 出雲市: 102か所
- やすぎし 安来市: 25か所
- うんなんし 雲南市: 26か所

- (凡例)
- : 安定ヨウ素剤備蓄場所
 - : 安定ヨウ素剤緊急配布場所
 - : 上記両方を兼ねる場所

鳥取県における避難住民等に対する安定ヨウ素剤の備蓄状況と緊急配布

- 避難住民等に対する安定ヨウ素剤の緊急配布に備え、鳥取県は計78か所の施設に合計で丸剤479,000丸、粉末剤725g及び乳幼児向けゼリー状安定ヨウ素剤8,820包を備蓄。
- 緊急配布が必要となった場合、鳥取県及び関係市は必要に応じて備蓄場所から一時集結所等に設置する緊急配布場所(計76か所)に搬送の上、対象住民等に順次配布を実施。

＜鳥取県における安定ヨウ素剤の備蓄場所・緊急配布場所＞



安定ヨウ素剤備蓄場所

鳥取県内: 78か所

- 各市役所
 学校、公民館
 病院、社会福祉施設、保健所、薬局 等

必要に応じて鳥取県及び関係市が安定ヨウ素剤の搬送を実施



安定ヨウ素剤の緊急配布を実施

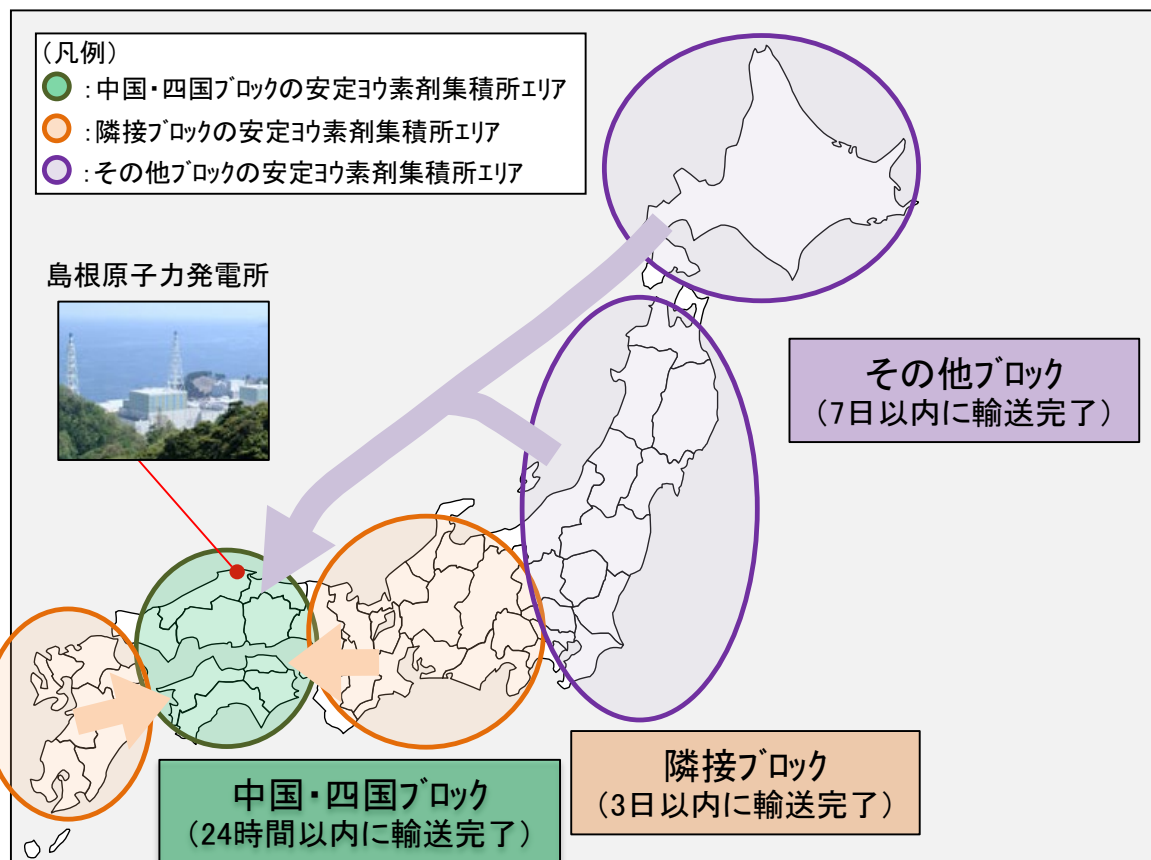
一時集結所等
 (計68か所)

よなごし
 米子市: 37か所
 さかいみなとし
 境港市: 31か所

避難退域時検査場所
 (計8か所)

国による安定ヨウ素剤の確保体制

- 国は、UPZ内において安定ヨウ素剤が不足した場合及びUPZ外において安定ヨウ素剤を必要とする場合に備えた備蓄を実施しており、全国を5つのブロック(北海道、東北・関東、中部、中国・四国、九州)に分け、5か所の安定ヨウ素剤集積所に、丸剤200万丸、乳幼児向けゼリー状安定ヨウ素剤15万包の備蓄を実施。
- 緊急配布場所への輸送は、中国・四国ブロックの安定ヨウ素剤集積所から24時間以内、隣接ブロックの安定ヨウ素剤集積所から3日以内、その他ブロックの安定ヨウ素剤集積所から7日以内を目途に完了する体制。
- さらに、不足の場合には、民間工場での全力生産及び海外からの援助等により、必要数を確保。



オフサイトセンター
(島根県原子力防災センター)



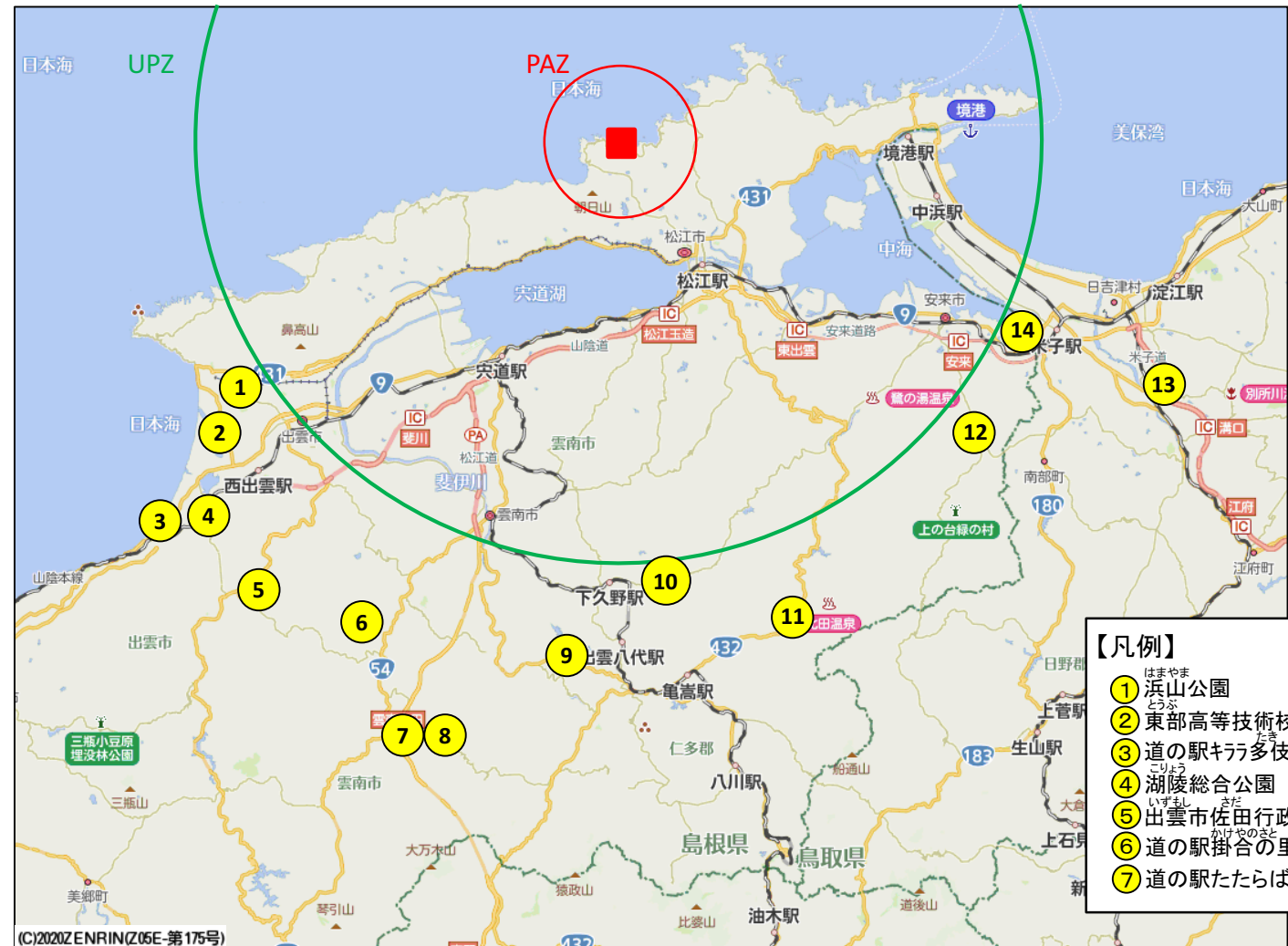
安定ヨウ素剤集積所



UPZ内外の安定ヨウ素剤
緊急配布場所

島根県における避難退域時検査場所の候補地

➤ 島根県では、緊急時の避難を円滑に行うため、UPZ内人口や避難経路等を考慮し、避難元地域と各避難退域時検査場所の対応付けを行った上で、避難経路上に候補地をあらかじめ準備。



- 【凡例】**
- | | |
|------------------------|------------------------|
| ① はまやま
浜山公園 | ⑧ よした
吉田総合センター周辺 |
| ② どうぶ
東部高等技術校 | ⑨ さくらおろち湖
さくらおろち湖周辺 |
| ③ 道の駅キラ多伎
道の駅キラ多伎周辺 | ⑩ 旧久野小
旧久野小学校 |
| ④ 湖陵総合公園 | ⑪ ひた
比田いきいき交流館周辺 |
| ⑤ 出雲市佐田行政センター | ⑫ やすぎし ほか
安来市伯太庁舎周辺 |
| ⑥ 道の駅掛合の里 | ⑬ だいせん
大山PA |
| ⑦ 道の駅たたらば壱番地 | ⑭ なかうみ
中海ふれあい公園 |

鳥取県における避難退域時検査場所の候補地

➤ 鳥取県では、緊急時の避難を円滑に行うため、UPZ内人口や避難経路等を考慮し、避難元地域と各避難退域時検査場所の対応付けを行った上で、避難経路上に候補地をあらかじめ準備。

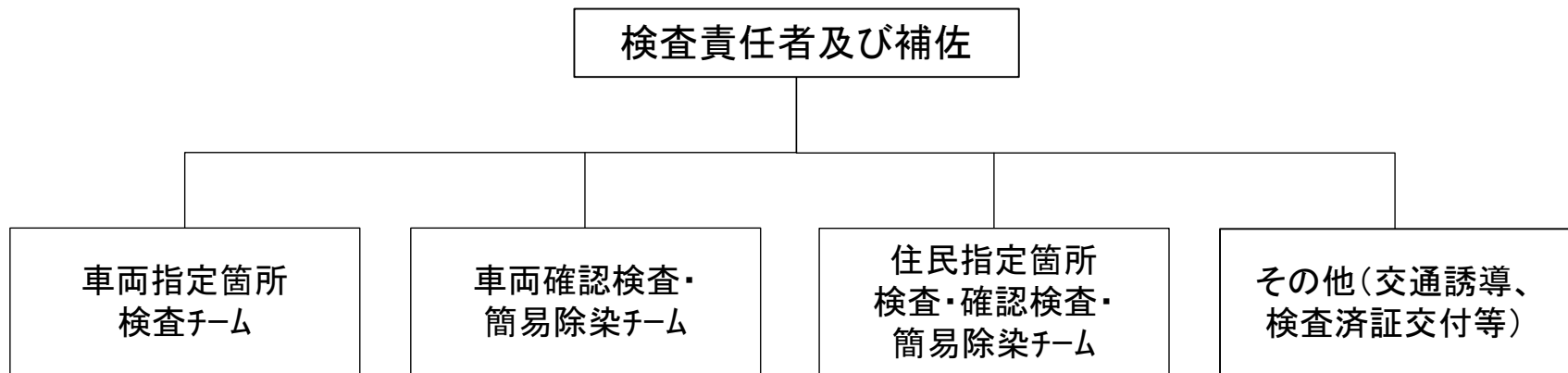


- 【凡例】
- ① 東伯総合公園体育館
 - ② 中山農業者トレーニングセンター
 - ③ 名和農業者トレーニングセンター
 - ④ 江府町立総合体育館
 - ⑤ 伯耆町B&G海洋センター
 - ⑥ 倉吉市関金農林漁業者等健康増進施設
 - ⑦ 旧那岐小学校
 - ⑧ 大山PA

(C)2020ZENRIN(Z05E-第175号)

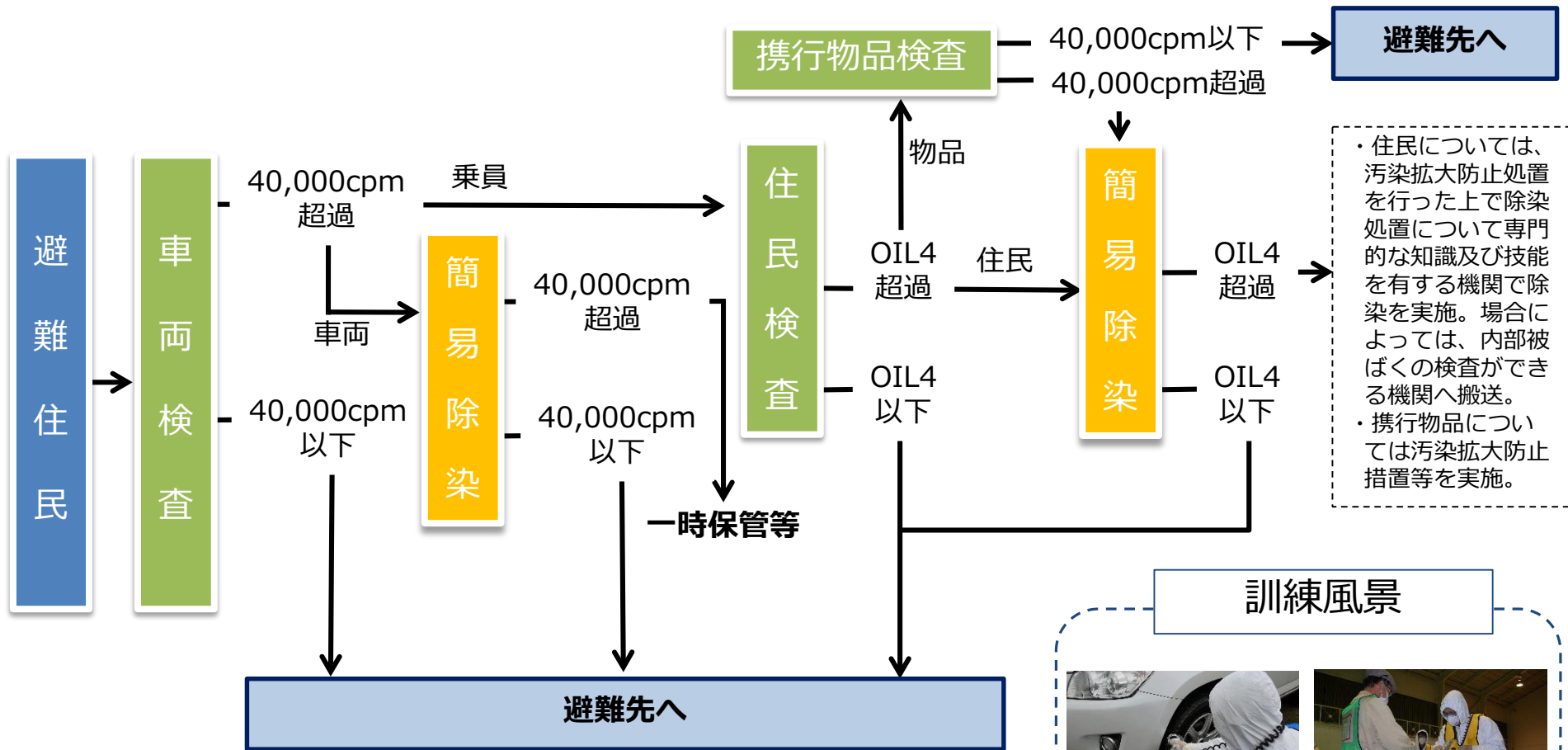
- 島根県、鳥取県及び原子力事業者は、国の協力を得ながら、指定公共機関の支援の下、避難退域時検査場所において住民等の検査及び検査結果に応じて簡易除染を実施。
- 原子力事業者は備蓄資機材を活用し、1,300人程度の要員を避難退域時検査場所へ動員。
- 指定公共機関(国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構・国立研究開発法人日本原子力研究開発機構)は国及び関係自治体からの要請に基づき、要員及び資機材による支援を実施。

避難退域時検査場所における検査及び簡易除染の体制



避難退域時検査場所における検査手順

- 避難退域時検査は、自治体、原子力事業者、関係機関等の要員により実施。
- 検査要員は、検査及び簡易除染が実践できるよう、放射線の基礎等の講義及び機器の取扱実習を含む研修を受講。



- ※ 避難時の除染や緊急事態応急対策活動等により発生した汚染水・汚染付着物等については原子力事業者が処理
- ※ 車両の一時保管が必要となった場合は、原子力事業者の協力の下、保管場所を確保



国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構による協力体制

➤ 国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構は、緊急時、国及び関係自治体の要請に基づき、ワサトセンターに専門家、必要に応じ救急搬送車両等を派遣。また、必要に応じ、避難退域時検査等における指導・協力を実施。さらに、機構からは、原子力災害医療に関する相談への指導・助言も実施。

ワサトセンター
(島根県原子力防災センター)
(松江市)



国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構(千葉市)



(いずれの車両も衛星通信回線を装備)



支援車(1台)

現場指揮、
資機材・人員搬送



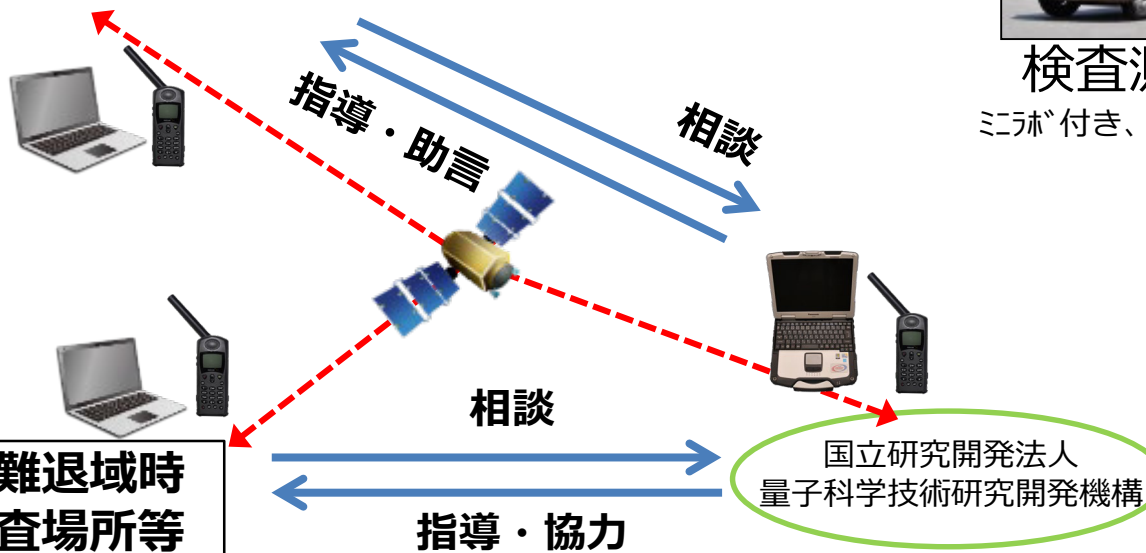
検査測定車(1台)

ミロボ付き、線量評価測定



大型救急車(1台)

患者搬送



2011.3 東京電力(株)福島第一原子力発電所の事故時におけるワサトセンター(大熊町)での活動



- ▶ 国立研究開発法人日本原子力研究開発機構は緊急時において、原子力緊急時支援・研修センター（茨城県）が窓口となり、国及び関係自治体の要請に基づき、避難退域時検査場所における検査指導や緊急時モニタリング等の協力を実施するとともに、検査等に関する資機材、車両による支援も実施。
- ▶ また、オフサイトセンター（OFC）や緊急時モニタリングセンター（EMC）等へ専門家を派遣するとともに航空機モニタリングを支援。



放射線防護資機材(80台)



移動式体表面測定車(2台)



資機材運搬車(2台)



移動式全身測定車(2台)

2011.3東京電力(株)福島第一原子力発電所の事故時における国立研究開発法人日本原子力研究開発機構の活動



作業員の内部被ばく測定



緊急被ばく医療のための受入体制構築



緊急時モニタリング

原子力災害時における医療体制

➤ 放射性物質による汚染や被ばくの状態に応じて、下図の医療体制により、適切に対応。



- (凡例)
- : 原子力災害拠点病院
 - : 原子力災害医療協力機関

高度被ばく医療支援センター及び原子力災害医療・総合支援センター ※国が指定
 【国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構、国立大学法人広島大学等】

原子力災害拠点病院では対応できない高度専門的な診療を行うほか、原子力災害拠点病院等での診療に対して専門的助言を行う。
 また、原子力災害医療・総合支援センターは原子力災害医療派遣チームの派遣調整を行うほか、平時から原子力災害拠点病院へ研修、指導、助言を行う。

原子力災害拠点病院 ※各県が指定
 【4医療機関】
 (鳥根県立中央病院、鳥根大学医学部附属病院)
 (鳥取県立中央病院、鳥取大学医学部附属病院)

原子力災害時において、汚染の有無にかかわらず傷病者等を受け入れ、被ばくがある場合には適切な診療等を行う。

原子力災害医療協力機関 ※各県が登録
 【33医療機関】
 (まつえし まつえ (松江市立病院、松江赤十字病院など19)
 さいせいかいさいかいみなと (済生会境港総合病院、鳥取県立厚生病院など14)

原子力災害医療や立地道府県等が行う原子力災害対策等を支援する。

11. 実動組織の支援体制

島根地域周辺の主な実動組織の所在状況

- 不測の事態の場合は、島根県、鳥取県及び関係市からの要請により、実動組織（警察、消防、海保庁、自衛隊）による各種支援を必要に応じて実施。



実動組織の広域支援体制

- 地域レベルで対応困難な支援要請があった場合は、島根県、鳥取県及び関係市からの各種要請を踏まえ、政府をあげて、全国規模の実動組織による支援を実施。
- 要請の窓口となるオフサイトセンター(実動対処班)において集約された各種要請等に対し、原子力災害対策本部(官邸・ERC(原子力規制庁緊急時対応センター))の調整により、必要に応じ全国の実動組織(警察、消防、海保庁、自衛隊)による支援を実施。

全国の実動組織による支援

警察災害派遣隊
全国の都道府県警察による支援

緊急消防援助隊
全国の市町村消防が所属する都道府県単位による支援

巡視船艇・航空機の派遣
全国の管区海上保安本部による支援

災害派遣・原子力災害派遣
全国の陸・海・空の自衛隊による支援

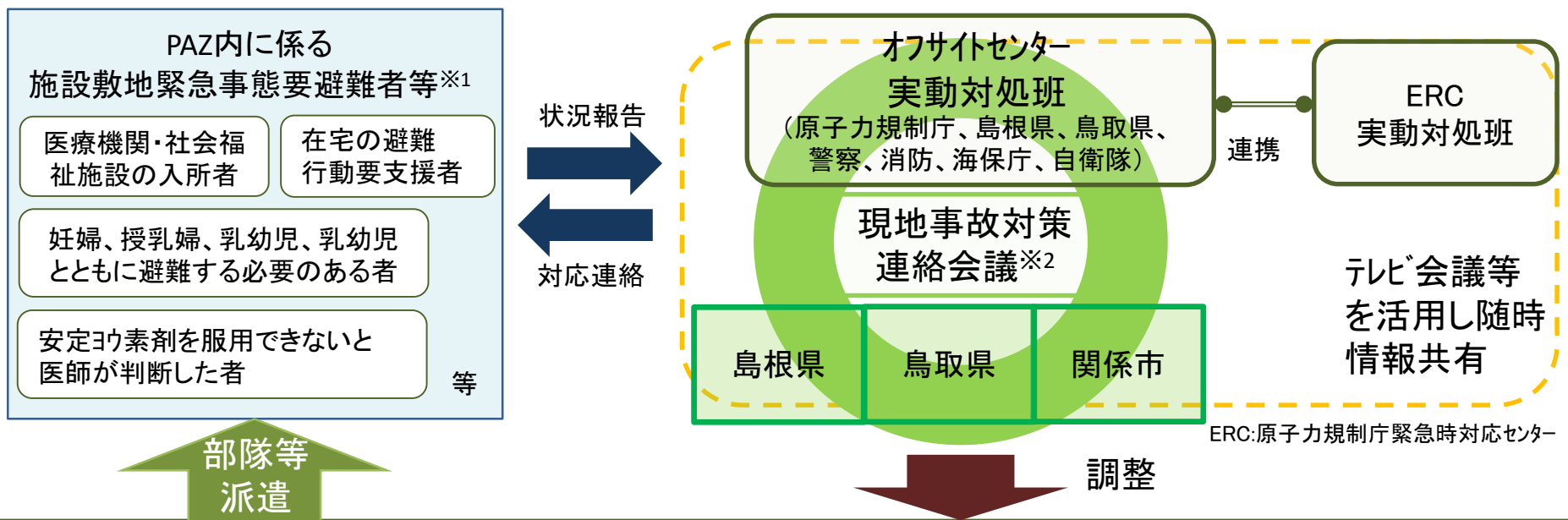


施設敷地緊急事態からの現地実動組織の体制

➤ 施設敷地緊急事態の時点で施設敷地緊急事態要避難者の避難が開始されることから、島根県、鳥取県及び関係市で避難手段の確保が困難になった場合に備え、現地事故対策連絡会議を開催するとともに、オフサイトセンター実動対処班を設置（対象となる要員は、必要に応じ施設敷地緊急事態に至る前から体制立ち上げ）。施設敷地緊急事態以降、原子力緊急事態の解除までの間、継続して対応を実施。

※ オフサイトセンター実動対処班要員参集前に各種要請があった場合は、ERC実動対処班が連絡・調整を実施

→ 不測の事態における島根県、鳥取県及び関係市からの各種支援の要請に対し、実動組織（警察、消防、海保庁、自衛隊）が連携の上、迅速な対応体制を構築

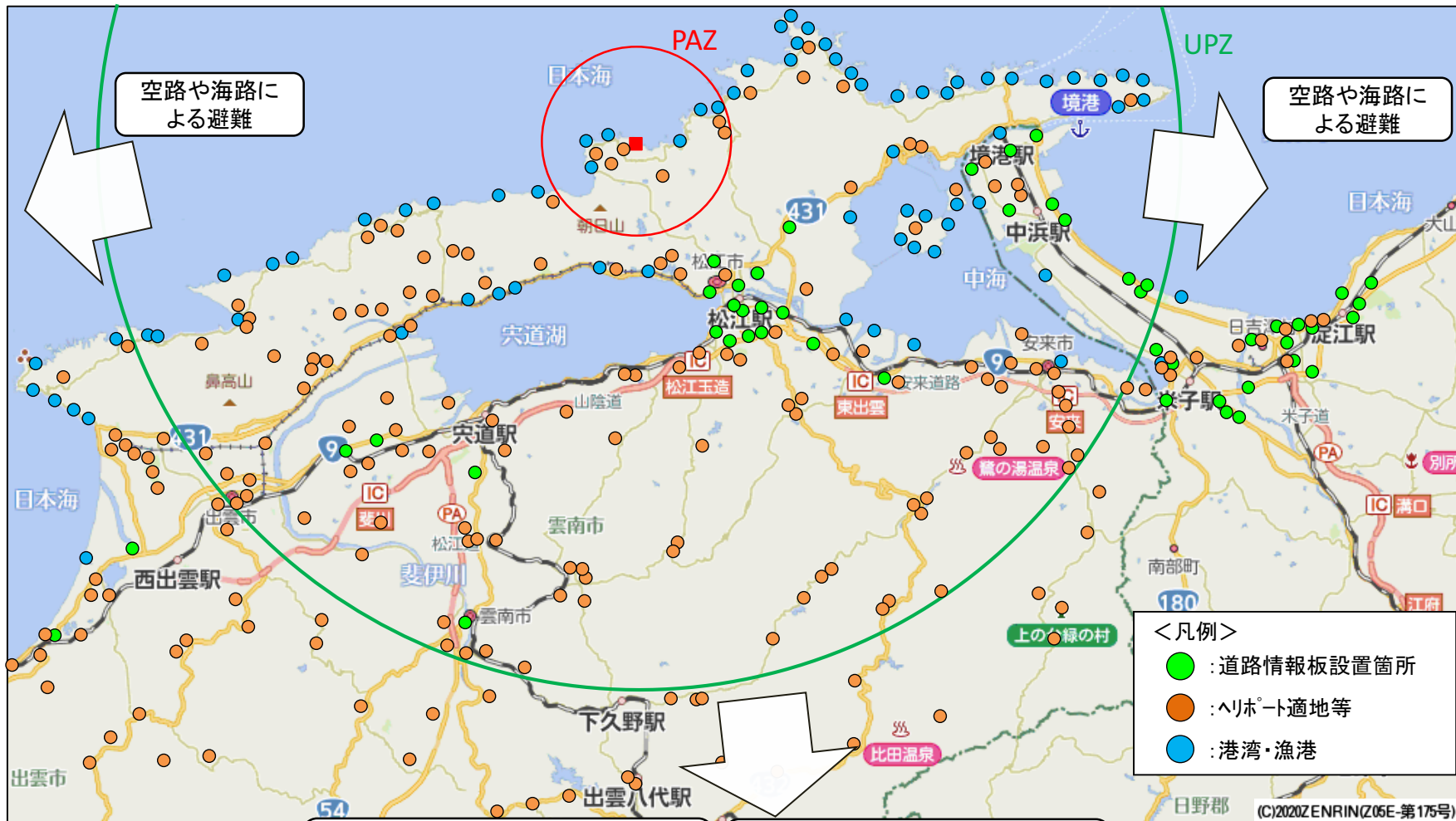


※1 施設敷地緊急事態での避難対象者を示したものの、全面緊急事態ではPAZ内の一般住民等、OILによる防護措置実施時ではUPZ内のうち対象地域の住民等が対象となる

※2 全面緊急事態以降は、原子力災害合同対策協議会で情報共有

自然災害等により道路等が通行不能になった場合の対応

- 自然災害等により、避難経路等を使用した車両等による避難ができない場合は、島根県、鳥取県及び関係市からの要請により、実動組織（警察、消防、海保庁、自衛隊）による各種支援を必要に応じて実施。



空路や海路による避難

空路や海路による避難

自治体等と連携の上、通行不能となった道路への他の車両の流入防止

避難先又は陸路で避難可能な場所までヘリコプターにより避難

- <凡例>
- : 道路情報板設置箇所
 - : ヘリポート適地等
 - : 港湾・漁港

自然災害などの複合災害で想定される実動組織の活動例

➤ 島根県、鳥取県及び関係市との調整を踏まえ、必要に応じ広域応援を実施。

警察組織

- ✓ 現地派遣要員の輸送車両の先導
- ✓ 避難住民の誘導・交通規制
- ✓ 避難指示の伝達
- ✓ 避難指示区域への立入制限等



消防組織

- ✓ 避難行動要支援者の搬送の支援
- ✓ 傷病者の搬送
- ✓ 避難指示の伝達



海上保安庁

- ✓ 巡視船艇による住民避難の支援
- ✓ 緊急時モニタリング支援
- ✓ 漁船等への避難指示の伝達
- ✓ 海上における警戒活動



防衛省

- ✓ 緊急時モニタリング支援
- ✓ 被害状況の把握
- ✓ 避難の援助
- ✓ 人員及び物資の緊急輸送
- ✓ 緊急時の避難退域時検査及び簡易除染
- ✓ 人命救助のための通行不能道路の啓開作業

